

日本郵便による豪州宛の航空国際郵便物の一部引受再開

【ポイント】

- 日本郵便は、新型コロナウイルス感染拡大に伴い引受を一時停止していた日本から豪州宛の航空国際郵便物の一部について、11月11日(水)から引受再開すると発表しました。
- 引受が再開されるのは、航空扱いとする通常郵便物のうち、書状、郵便葉書、小形包装物(2kgまでの物品。書留扱いを除く。)等です。航空小包及びEMSは引き続き一時引受停止中です。

【本文】

1 11月10日(火)、日本郵便は、新型コロナウイルス感染拡大に伴い引受を一時停止していた豪州宛の航空国際郵便物の一部について、11月11日(水)から引受再開すると発表しました。

2 引受が再開されるのは、航空扱いとする通常郵便物のうち、以下の種別です。

- ・書状
- ・郵便葉書
- ・盲人用郵便物
- ・印刷物(書留扱いを除く)
- ・特別郵袋印刷物(書留扱いを除く)
- ・小形包装物(書留扱いを除く)(注:2kgまでの物品)

3 航空扱いの小包(30kgまでの物品)及びEMSは、引き続き一時引受停止中です。船便扱いは通常郵便物、小包郵便物ともに従前から引受可能です。

詳細は日本郵便のウェブページをご参照ください。

(一部の国際郵便物の引受再開等について(11月10日更新))

https://www.post.japanpost.jp/int/information/2020/1110_01.html

(小形包装物)

https://www.post.japanpost.jp/int/service/small_packing.html

【在シドニー日本国総領事館】

Consulate-General of Japan in Sydney

Level 12, 1 O'Connell Street,

Sydney NSW 2000 Australia

代表電話(61-2)9250-1000

Fax(61-2)9252-6600

Web: https://www.sydney.au.emb-japan.go.jp/itprtop_ja/index.html

Email: japaneseconsulate@sy.mofa.go.jp

※このメールは在留届、たびレジ、総領事館メールマガジン配信登録／読者登録に登録されたメールアドレスに配信されております。

※「たびレジ」に簡易登録された方でメールの配信を変更・停止したい方は、以下のURL から手続きをお願いいたします。

(変更) <https://www.ezairyu.mofa.go.jp/tabireg/simple/auth>

(停止) <https://www.ezairyu.mofa.go.jp/tabireg/simple/delete>

※「メールマガジン」に登録された方でメールの配信を変更・停止したい方は、以下のURL から手続きをお願いいたします。

(変更) <https://www.ezairyu.mofa.go.jp/mailmz/modify?emb=sydney.au>

(停止) <https://www.ezairyu.mofa.go.jp/mailmz/delete?emb=sydney.au>